

## 組織評価に関する実施要項

### 第1 趣旨

この要項は、静岡大学学則第2条第3項及び静岡大学評価規則第12条に基づき、静岡大学（以下、「本学」という。）が実施する組織評価（以下、「評価」という。）に関し必要な事項を定める。

### 第2 評価の目的

本学は、教育、研究、社会連携、国際交流及び施設・設備等について評価を実施することにより、教育、研究活動等の質的向上を図り、大学運営全般の改善、活性化に役立てるとともに、評価結果を広く社会に公表し、国民に対する説明責任を果たすものとする。

### 第3 評価の態様

評価は、自己評価及びそれに係る外部評価により実施する。

### 第4 評価の実施組織

評価の実施組織は以下のとおりとする。

#### (1) 本部

#### (2) 学部等

人文学部・人文社会科学研究科  
教育学部・教育学研究科  
情報学部・情報学研究科  
理学部・理学研究科  
工学部・工学研究科  
農学部・農学研究科  
自然科学系教育部・創造科学技術研究部  
法務研究科  
電子工学研究所

#### (3) 学内共同教育研究施設等

大学教育センター  
全学入試センター  
国際交流センター  
遺伝子実験施設  
機器分析センター  
総合情報処理センター  
イノベーション共同研究センター  
生涯学習教育研究センター  
防災総合センター  
知的財産本部  
附属図書館  
保健管理センター  
こころの相談室

キャンパスミュージアム  
高柳記念未来技術創造館

第5 評価の対象領域

評価の対象領域は、以下のとおりとする。

- (1) 本学の目的、施設・設備、財務、管理運営
- (2) 学部等が行う教育、研究、社会連携、国際交流
- (3) 学内共同教育研究施設等が行う諸活動

第6 評価の基準等

評価の対象領域に係る実施組織及び評価の基準は、別表のとおりとする。

第7 評価の実施時期

評価の実施組織が行う自己評価及び外部評価は、原則として、6年間に1回実施するものとし、その時期については、評価会議が認証評価の実施年度を勘案し決定する。

第8 評価の方法

- (1) 評価会議は、「評価の基準と観点」及び「自己評価実施要領」を別に定める。
- (2) 評価の実施組織は、評価の基準と観点を基に自己評価報告書を作成する。
- (3) 評価の実施組織は、原則として、自己評価の結果につき外部評価を受けるものとする。
- (4) 外部評価は、評価の実施組織を単位として行い、当該組織が推薦し、学長が委嘱する外部評価委員若干名により行う。
- (5) 評価会議は、評価の実施組織の自己評価及び外部評価の活動を統括、支援する。

第9 評価結果の公表

- (1) 評価の実施組織は、評価結果を学内外に公表するものとする。
- (2) 評価会議は、全実施組織の評価結果の概要を学内外に公表するものとする。

第10 評価結果の活用

学長、理事、副学長及び評価の実施組織の長は、評価の結果を、本学及び実施組織の諸活動の改善、活性化に役立てるものとする。

第11 その他

- (1) 評価会議は、評価の実施に関し必要な事項を別に定める。
- (2) 評価会議は、評価の実施後、実施状況を検証し、必要に応じ本要項の見直しを行うものとする。

附 則

この要項は、平成19年10月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年1月21日から施行する。



社会連携	[ 教育面における社会連携 ] 社会連携の目的 社会連携の活動の状況と成果	学部・研究科 法務研究科 自然科学系教育部
	[ 研究面における社会連携 ] 社会連携の目的 社会連携の活動の状況と成果	学部・研究科 法務研究科 創造科学技術研究部 電子工学研究所
国際交流	国際交流の目的 教育面における国際交流の活動の状況と成果 研究面における国際交流の活動の状況と成果	学部・研究科 法務研究科 自然科学系教育部・創造科学技術研究部 電子工学研究所
学内共同教育研究施設等の活動	学内共同教育研究施設等の活動の目的 活動の実施体制 活動の状況と成果 施設・設備 財務 管理運営	学内共同教育研究施設 ( 大学教育センターを除く ) 学内共同利用施設 知的財産本部 附属図書館 保健管理センター